

「税理士法基本通達の制定について」の一部改正について（法令解釈通達）

（趣旨）

本通達は、所得税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 11 号）の施行により、税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

（意見公募手続に付さなかった旨及びその理由）

本件は、税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）の一部改正に伴い、その施行に関して必要な事項を定めるため及び当然必要とされる規定の整理のために関係通達を改正するものであり、行政手続法第 39 条第 4 項第二号及び第八号に当たることから意見公募手続を実施しませんでした。